

岐阜市障害者総合支援協議会について

「岐阜市障害者総合支援協議会」（以下「協議会」）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 に基づき設置しています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第 89 条の 3 第 1 項）

地方公共団体は、単独又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者による協議会を置くように努めなければならない。

また、岐阜市附属機関設置条例第 3 条の規定に基づき、「岐阜市障害者総合支援協議会規則」において「協議会」の組織及び運営に関する必要な事項を定めています。

◆主な取り組み

- ・ 地域における障がい者等への支援体制に関する課題の情報共有
- ・ 関係機関等の連携の緊密化を図る
- ・ 地域の実情に応じた体制の整備について協議 等

◆組織について

「協議会」は、「全体会」と「専門部会」から構成されています。

全体会

協議会の活動について、年間計画等の承認、活動内容についての意見交換、地域の実情に応じた体制の整備について検証・検討・評価等、中核的な役割を果たします。

【協議会委員】 ※委員は 15 人以内で組織（任期 2 年）

- ・ 学識経験を有する者
 - ・ 障がい者関係団体の推薦する者
 - ・ 障がい者等の福祉に関する事業に従事する者
 - ・ 障がい者等に関する医療、教育又は雇用関係者
 - ・ 関係行政機関の職員
 - ・ 市長が適当と認める者
- に市長が委嘱します。

専門部会

相談支援活動等より抽出された地域課題に対し、関係機関等で情報共有し、検討する場です。テーマや日程等は、全体会にて承認後、専門部会の開催日程（上半期・下半期）を岐阜市ホームページに公開します。

< 課題に応じて >

- ・ 市内の障害福祉サービス事業者
 - ・ 福祉・教育・保健・医療・就労・権利擁護等の行政機関・関係機関
 - ・ 障がい者関係団体
- 等に参加を依頼します。

担当の業務に関連する課題や興味のある課題の回に参加し、協議していただくことが可能です。協議内容は、参加者名簿とともに議事要旨を市ホームページに公開します。